

は、「分水栓」が4件、「宅地と公道の境界線」が5件、「水道メータ」が7件であった。

マイノバAG水道会社（ドイツ）では、2001年末までは宅地と公道の境界線を責任分界点とし、2002年より分水栓に変更している。

④給水管の管種

「現在、給水管として使用可能な管種はどれか」の設問（複数回答可）では、「ポリエチレン管」が13件で最も多く、続いて「銅管」が10件、「鋳鉄管」が8件となった。「その他」の回答では、真鍮、複合素材との回答があった。

（3）鉛製給水管の残存状況、解消計画等

①鉛製給水管の残存状況

「現在、鉛製給水管が給水管として残存しているか」の設問では、「残存している」が8件、「残存していない」が5件、「使用したことがない」が5件であった。

②鉛製給水管の使用戸数

「現在、鉛製給水管を使用している給戸戸数は何戸か」の設問では、テムズ水道会社（英国）が全給戸戸数の約63%（2,000,000戸）と回答があった。一方で、約半数の回答が不明或いは未記入であったことから、現状の把握が難しいことが窺える。

③鉛製給水管の残存延長

「使用されている鉛製給水管の延長はどのくらいか」の設問では、テムズ水道会社（英国）が8,000kmと最も多く、次いで、セバントレント水道会社（英国）が5,200kmとの回答であった。これは、英国では歴史的な建物が現在でも多く使用されていること等が背景として考えられる。

④鉛製給水管解消計画

「鉛製給水管を他の材質の管に取替える計画はあるか」の設問では、「ある」が5件、「ない」が6件、「その他」が4件であった。「その他」には、漏水やサンプル調査で基準を超えた場合のみ取替えるなどがあった。

なお、北米地域で解消計画があるとの回答が一つも見られなかった。

⑤鉛製給水管の新規使用

「現在、給水管を新設する場合に、鉛製給水管を使用することができるか」の設問では、全て「できない」との回答であった。鉛製給水管の新規使用に対する認識は世界共通であることが分かる。

⑥鉛製給水管を使用禁止にした時期

「鉛製給水管の新規使用を禁止したのはいつか」の設問では、ジュネーブ企業局（スイス）が第二次世界大戦前からとの回答で最も古く、それ以外は1960年代前後が多く見られた。最近まで使用が認められていた回答としては、ニューヨーク市水道局（米国）の2000年9月との回答があった。

⑦水質基準

「水道水中の鉛に関する水質基準はどのようにになっているか」の設問では、日本の水質基準と同じ 0.01mg/L との回答が9件あった。現在、 0.05mg/L のジュネーブ企業局（スイス）も、2013年には 0.005mg/L に改正予定であり、改正後には今回回答があった全ての事業体について水質基準値が 0.025mg/L から 0.005mg/L の中に入ることとなる。

《参考》

諸外国の水質基準等の設定状況

1) 世界保健機関（WHO）（1993）

ガイドライン値 : 0.01mg/L

2) 米国・環境保護庁（US. EPA）

アクションレベル（AL） : 0.015mg/L

※アクションレベルは、定められた採水方法に基づき測定したサンプルの90%順位置が 0.15mg/L を超過したときにはアクションレベルを超過しているとして、腐食防止などのアクションを行うこととしている。

90%順位置：前サンプルの鉛測定値を低順位から並べていき、その90%相当のサンプルが示す測定値を超えたもの。

最大許容基準目標（MCLG） : ゼロ

※MCLGは目標値であり、義務化されてはいない。

3) 欧州共同体（EU）（1998）

基 準 : 0.05mg/L

暫定基準 : 0.025mg/L （2003/12/25までに達成）

最終基準（GL） : 0.01mg/L （2013/12/15までに達成）

4) カナダ

最大許容基準 : 0.01mg/L

⑧鉛に関する水質基準の決定方法

「鉛に関する水質基準はどのように決定されたか」の設問では、「WHO ガイドライン」が3件、「国内基準」が6件、「その他」の回答には、EU基準、EC指針、USEPA基準、NHMRCガイドラインなどがあった。

⑨水質検査における採水箇所

「水質検査における採水はどこで行いますか」との設問（複数回答可）では、「給水栓」が13件、「浄水場出口」が6件、「その他」の回答には、配水管網における特

定ポイントが7件あった。

⑩取替の費用負担

「鉛製給水管の取替えを実施している場合、誰がその費用を負担しているか」の設問では、「水道事業体」が6件、「水道使用者」が6件であった。

⑪事業体への補助金

「水道事業体が鉛製給水管の取替えを実施する場合の補助があるか」の設問では、「国からまたは地方自治体からの補助」が1件(ウィーン市水道局(オーストリア))、「その他の補助」が1件(テムズ水道会社(英国))であった。その他は全て「補助金はなし」との回答であった。

⑫水道使用者への助成金

「水道使用者が鉛製給水管の取替えを実施する場合に助成があるか」の設問では、「地方自治体からの助成」が2件あった。その他は「なし」との回答であった。

⑬鉛濃度低減化対策

「鉛製給水管の取替え以外に水道水の鉛濃度低減化対策を実施しているか」の設問では、「pH調整をしている」が4件(うち3件が北米地域)、「その他の対策をしている」が5件あった。その他の回答では、浄水場で苛性ソーダを添加している(pH調整と考えられる)、オルトリン酸(※)を混合しているなどがあった。

※ オルトリン酸：管内面の腐食防止のために浄水場で注入する薬剤であるが、日本では使用されていない。

⑭広報活動

「鉛製給水管を使用している水道使用者に対し、鉛製給水管が使用されていることを知らせているか」の設問では、「全使用者に個別に知らせている」が3件、「広く一般に広報で知らせている」が1件、「知りっていない」が5件、「その他」の回答では、事務所内にチラシを置いて料金等の支払い時に認識してもらう、個別の質問に対し電話・メール等で対応しているなどがあった。

《参考》

米国のワシントンD.C.において、平成16年(2004年)に水道水中の鉛について社会問題となった事例がある。その経緯等の詳細については資料3を参照されたい。